

平成30年4月27日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 池尻、佐伯

内線 2746 直通 0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：株式会社高取造園土木 代表取締役 高取 陪生

(鳥栖市立石町117)

登録業種：土木一式工事 - B級、造園工事 - A級

期間：平成30年5月1日 ~ 平成30年5月31日(1か月)

2 指名停止の理由

株式会社高取造園土木は、平成29年10月5日、鳥栖市原古賀町の佐賀川久保鳥栖線外道路橋りょう保全委託(緑化対策)工事現場において、同社社員に高所作業車を用いて道路脇の街路樹の剪定作業を行わせるに当たり、同車の作業バケット上の社員に安全帯を使用させず、危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、平成30年4月5日に鳥栖簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金20万円の略式命令を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

同社は、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号(安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

指名停止期間については、(短期)2週間以上(長期)4か月以内の範囲内で措置することとなり、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」別表のシ(県発注工事等で工事関係者に死亡者を生じさせた場合)に該当するため、1か月とする。

4 平成29・30年度受注実績

平成30年度 なし

平成29年度 4件(49,990千円)